

# 静岡市報

No. 60

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

### 条 例

- 静岡市教育委員会委員定数条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市老人憩の家条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市清水防災センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 27
- 静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例・・・・ 28

### 規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業保留地処分規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

### 告 示

- 静岡都市計画事業清水駅西土地地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業清算金取扱要領の廃止・・・・ 31
- 静岡市監査委員事務局規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市選挙管理委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 駿河区選挙管理委員会告示
- 公職選挙法による静岡市駿河区の選挙投票区の区画を指定した告示・・・・ 32

＜本号で登載された条例のあらまし＞

#### ◇ 静岡市教育委員会委員定数条例（平成20年静岡市条例第1号）

- 1 教育委員会の委員の定数を6人とすることとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

#### ◇ 静岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第2号）

- 1 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）
  - (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情として、疾病などにより子を養育することができない状態が相当期間継続するとして育児休業を取り消された後、子を養育することができる状態に回復したことを加えた。（第3条関係）
  - (2) 職務復帰後の号給の調整に当たっては、育児休業をした期間の100分の100以内に相当する期間を引き続き勤務したものとみなせることとした。（第8条関係）
  - (3) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）
  - (1) 育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に係る静岡市職員の退職手当に関する条例第13条

- 第 4 項の規定の適用について、在職期間から除算する期間をその月数の 3 分の 1 に相当する月数とする読替規定を定めることとした。(第 9 条関係)
- (2) 育児短時間勤務をすることができない職員を定めることとした。(改正後第 10 条関係)
- (3) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定めることとした。(改正後第 11 条関係)
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律で定める育児短時間勤務の形態以外の勤務の形態について定めることとした。(改正後第 12 条関係)
- (5) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について定めることとした。(改正後第 13 条関係)
- (6) 育児短時間勤務の承認の取消事由について定めることとした。(改正後第 14 条関係)
- (7) 育児短時間勤務職員についての給与の特例について定めることとした。(改正後第 15 条、第 16 条関係)
- (8) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を定めることとした。(改正後第 17 条関係)
- (9) 育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知について定めることとした。(改正後第 18 条関係)
- (10) 育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員の給与については、育児短時間勤務職員の規定を準用することとした。(改正後条例第 19 条関係)
- (11) 任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について定めることとした。(改正後条例第 20 条関係)
- (12) 任期付短時間勤務職員についての給与の特例について定めることとした。(改正後条例第 21 条関係)
- (13) 部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務又は育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を加えることとした。(改正後第 22 条関係)
- (14) その他所要の改正を行うこととした。
- 3 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (第 3 条関係)
- (1) 育児短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する条例第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間について定めることとした。(第 2 条関係)
- (2) 育児短時間勤務職員等の勤務の割振りについて定めることとした。(第 3 条関係)
- (3) 育児短時間勤務職員等の週休日について定めることとした。(第 4 条関係)
- (4) 育児短時間勤務職員等の年次有給休暇について定めることとした。(第 13 条関係)
- (5) その他所要の改正を行うこととした。
- 4 静岡市職員の給与に関する条例の一部改正 (第 4 条関係)
- 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。(第 7 条関係)
- 5 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正 (第 5 条関係)
- 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。(第 7 条関係)
- 6 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (第 6 条関係)
- 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。(第 11 条、第 12 条、別表関係)
- 7 静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正 (第 7 条関係)
- 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。(第 2 条、第 6 条関係)
- 8 静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正 (第 8 条関係)
- 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 9 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (第 9 条関係)
- (1) 部分休業の時期を小学校就学の始期に達するまでの間とし、勤務しないこととする時間について 2 時間を超えない範囲内の時間に限ることとした。(第 21 条関係)
- (2) 再任用短時間勤務職員に係る表現の整理を行うこととした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。
- 10 経過措置
- (1) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の施行の際現に育児休業している職員が、改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例の適用について定めることとした。(附則第 3 項関係)
- (3) 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う準備行為について定めることとした。(附則第 4 項関係)
- 11 この条例は、一部の規定を除き、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第3号）**

- 1 第1条改正関係  
勤勉手当の支給総額の限度について、平成19年12月期は100分の77.5とすることとした。（第31条関係）
- 2 第2条改正関係  
(1) 子等の扶養手当について、6,000円から6,500円にすることとした。（第14条関係）  
(2) 通勤手当の対象者を通勤距離2キロメートル以上のものとし、交通用具利用に係る通勤手当の上  
限額を2万6,900円とすることとした。（第18条関係）  
(3) 勤勉手当の支給総額の限度について、平成20年度以降の支給期は100分の75とすることとした。（第31条関係）
- 3 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、  
平成19年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- 4 改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給さ  
れた勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなすこととした。（附則第3項関係）
- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定めることとした。（附則第4項関係）
- 6 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとした。  
(1) 第1条の規定 公布の日  
(2) 第2条の規定（交通用具利用に係る通勤手当の対象者に係る規定を除く。） 平成20年4月1日  
(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成23年4月1日

**◇ 静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第4号）**

- 1 積志工業社奨学基金の金額を1,500万円から1,600万円に変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成20年3月21日から施行することとした。

**◇ 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第5号）**

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下条例のあらましにおいて「祝日法」という。）の一部改  
正に伴い、清水折戸老人福祉センターの休館日の規定の整備を行うこととした。（第1条関係）
- 2 祝日法の一部改正に伴い、小鹿老人福祉センターの休館日の規定の整備を行うこととした。（第2条関係）
- 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

**◇ 静岡市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第6号）**

- 1 祝日法の一部改正に伴い、休館日の規定の整備を行うこととした。（第4条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇ 静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第7号）**

- 1 祝日法の一部改正に伴い、休館日の規定の整備を行うこととした。（第5条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第8号）**

- 1 静岡市立番町小学校の校舎の移転に伴い、所要の規定を整備することとした。（別表関係）
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、学校の種別の序列について、所要の規定を整備するこ  
ととした。（別表関係）
- 3 上記1の規定は平成20年2月25日から、上記2の規定は公布の日から施行することとした。

**◇ 静岡市清水防災センター条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第9号）**

- 1 祝日法の一部改正に伴い、休館日の規定の整備を行うこととした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇ 静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（平成20年静岡市条例第10号）**

- 1 静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

静岡市教育委員会委員定数条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 1 号

静岡市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 3 条ただし書の規定に基づき、静岡市教育委員会の委員の定数は、6 人とする。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

静岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 2 号

静岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 6 条の 2、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「（育児休業法第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 6 号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 3 条第 1 号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係

る育児休業をし、当該育児休業」を「育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）」に、「当該職員」を「当該育児休業をした職員」に、「常態として」を「育児休業その他の市規則で定める方法により」に、「この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く」を「当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第 5 条第 1 号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第 6 条の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改める。

第 7 条の見出し中「期末手当等」を「育児休業している職員の期末手当等」に改める。

第 8 条の前の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た」に改める。

第 9 条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当支給条例の特例)」を付し、同条中「第 13 条第 4 項」の次に「(静岡市教育職員の退職手当に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 262 号）第 8 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 10 条中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第 11 条の前の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条中「、1 日を通じて 2 時間（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定による育児時間を承認されている職員については、2 時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第12条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与条例の特例)」を付する。

第13条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

第2条 静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「(育児休業法第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条」を「(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項」に改める。

第9条中「第53号」の次に「。以下「退職手当支給条例」という。」を、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当支給条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

第14条を第26条とする。

第13条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第12条を第24条とし、第11条を第23条とする。

第10条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第22条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員  
第9条の次に次の12条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 静岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以

下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の市規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障

が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態以外の形態であって、勤務日が引き続き市規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



第 6 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 4 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 7 条第 1 項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 7 条第 2 項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例
第18条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第21条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計

		が 8 時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 28 条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 28 条第 5 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 28 条第 6 項	市規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して市規則

- 2 育児短時間勤務職員についての静岡市教育職員の給与に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 259 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 4 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 7 条第 1 項	応じた額とする	応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 7 条第 2 項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	勤務時間条例

	(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	
--	---------------------------------	--

- 3 育児短時間勤務職員についての静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	給料月額	給料月額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
第5条第1項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

- 4 育児短時間勤務職員についての静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員
---------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

	員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	
	第2条第3項	第2条第2項
別表その他の特殊な業務手当の項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員
	第2条第3項	第2条第2項

（育児短時間勤務職員の退職手当支給条例の特例）

第16条 退職手当支給条例第13条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当支給条例（静岡市教育職員の退職手当に関する条例第8条において準用する場合を含む。）の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第17条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- （1）過員を生ずること。
- （2）当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第18条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての給与条例等の特例)

第19条 第15条及び第16条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員又はした職員について準用する。

(任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第6条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第4項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第2項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡	勤務時間条例

	市条例第34号。 以下「勤務時間 条例」という。）	
第18条第2項第 2号	再任用短時間勤 務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3年法律第110号）第18条第1項の規定により 採用された同項に規定する短時間勤務職員 （以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超え てしたもののうち、その勤務の時間とその勤 務をした日における正規の勤務時間との合計 が8時間に達するまでの間の勤務にあって は、同条に規定する勤務1時間当たりの給与 額に100分の100（その勤務が午後10時から翌 日午前5時までの間である場合は、100分の 125）を乗じて得た額とする
第33条見出し	再任用職員等	任期付短時間勤務職員等
第33条第1項	第17条及び	第16条第2項（医療職給料表（1）の適用を 受ける職員の地域手当に係る部分に限る。）及 び第3項、第17条並びに
	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第35条	再任用短時間勤 務職員	任期付短時間勤務職員

2 任期付短時間勤務職員についての静岡市教育職員の給与に関する条例の規定の適用  
については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、そ の者の受ける級及び号給に応じた額に、静岡 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平 成15年条例第34号。以下「勤務時間条例」と
--------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------

		いう。)第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする
第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 4 項	決定するものとする	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける級及び号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 7 条第 2 項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 15 年静岡市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。)	勤務時間条例

- 3 任期付短時間勤務職員についての静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条	並びに法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短	及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 18 条第 1 項の規定により採用された職員
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

	時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	
第 3 条第 1 項	給料月額	給料月額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
第 5 条第 1 項	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）	勤務時間条例

- 4 任期付短時間勤務職員についての静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第 2 項	第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第18条第 1 項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------



	定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	
	第 2 条第 3 項	第 2 条第 4 項
別表その他の特殊な業務手当の項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第 2 条第 3 項	第 2 条第 4 項

（静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第 28 条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、

必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項中「8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条を次のように改める。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の市規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市規則で定めるときに限り当該断続的な勤務を命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市規則で定めるときに限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改める。

第13条第1項第1号中「20日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（静岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改め、同条第2項中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改め、同条第2項中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に、「月額をもって定められている特殊勤務手当の額」を「医務手当の額（医師又は歯科医師である職員に加算する額を除く。）」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第12条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「なったとき」の次に「、又は昇任、勤務の形態の変更等により給料額に異動が生じたとき」を加える。

別表その他の特殊な業務手当の項中「ときは、30,000円」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、当該額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に満たないときは当該額）」を加える。

(静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 7 条 静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び法第28条の 5 第 1 項」を「並びに法第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第28条の 5 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

(静岡市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 8 条 静岡市教育職員の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員のうち、次に掲げる者」を「常時勤務に服することを要する職員のうち、次に掲げるもの」に改め、同条ただし書中「、第28条の 5 第 1 項」を「若しくは第28条の 5 第 1 項」に改める。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 9 条 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「第 2 項」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第18条第 1 項」を加える。

第21条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「一部」の次に「(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第24条中「(平成 3 年法律第110号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、附則第 4 項の規定は平成20年 2 月29日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日（以下「改正法の施行日」という。）以後に職場に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児

休業をした職員が改正法の施行日前に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 改正法の施行日に現に育児休業している職員が、改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第 8 条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち改正法の施行日前の期間については、2分の1）」とする。

（静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う準備行為）

- 4 第 2 条の規定による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第 13 条の規定による承認の請求は、この条例の施行の日前においても、同条例の規定の例により行うことができる。

---

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

#### 静岡市条例第 3 号

##### 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第31条第 2 項第 1 号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改める。

第 2 条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については6,500円、）」を「6,500円（）」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第18条第 1 項各号中「1 キロメートル」を「2 キロメートル」に改め、同条第 2 項第 2 号中「25,100円」を「2 万6,900円」に改める。

第31条第 2 項第 1 号中「100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条中静岡市職員の給与に関する条例第14条第 3 項、第18条第 1 項各号 (第 1 号に係る部分に限る。) 及び第 2 項第 2 号並びに第31条第 2 項第 1 号の改正規定 平成 20 年 4 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成23年 4 月 1 日

(適用)

2 第 1 条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。) の規定は、平成19年12月 1 日から適用する。

(勤勉手当の内払)

3 改正後の給与条例を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

4 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

---

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 4 号

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例

静岡市篤志奨学基金条例 (平成15年静岡市条例第101号) の一部を次のように改正する。  
別表積志工業社奨学基金の項中「15, 000, 000円」を「16, 000, 000円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 3 月 21 日から施行する。

---

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 5 号

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 月曜日（毎月の第 3 日曜日の翌日を除く。）及び毎月の第 3 日曜日</li> <li>(2) 国民の祝日（当日が月曜日（当日が毎月の第 3 日曜日の翌日に当たるときを除く。）又は毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その翌日）</li> <li>(3) その前日及び翌日が国民の祝日である日</li> <li>(4) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日</li> </ul>
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 月曜日（毎月の第 3 日曜日の翌日を除く。）及び毎月の第 3 日曜日</li> <li>(2) 国民の祝日（当日が月曜日（当日が毎月の第 3 日曜日の翌日に当たるときを除く。）又は毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）</li> <li>(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日</li> </ul>
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に

」

改める。

第 2 条 静岡市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

静岡市小鹿老人福祉センター	<p>(1) 日曜日（当日が祝日法に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月5日までの日</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

静岡市小鹿老人福祉センター	<p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 12月28日から翌年の1月5日までの日</p>
---------------	-----------------------------------------------

に、

」

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	<p>(1) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日を除く。）及び毎月の第3日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日（当日が月曜日（当日が毎月の第3日曜日の翌日に当たるときを除く。）又は毎月の第3日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

」



「

<p>静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘</p>	<p>(1) 月曜日（毎月の第 3 日曜日の翌日を除く。）及び毎月の第 3 日曜日</p> <p>(2) 祝日法に規定する国民の祝日（以下この号において「国民の祝日」という。）（当日が月曜日（当日が毎月の第 3 日曜日の翌日に当たるときを除く。）又は毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

---

静岡市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 6 号

静岡市老人憩の家条例の一部を改正する条例

静岡市老人憩の家条例（平成 15 年静岡市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「以下」の次に「この号において」を加え、「及び」を「又は」に、「その翌日」を「その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 7 号

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市世代間交流センター条例（平成15年静岡市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「以下」の次に「この号において」を加え、「及び」を「又は」に、「その翌日」を「その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 8 号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表中 4 幼稚園を削り、3 高等学校を 4 高等学校とし、2 中学校を 3 中学校とする。

別表 1 小学校の表静岡市立番町小学校の項中「静岡市葵区一番町50番地」を「静岡市葵区新富町一丁目23番地の 1」に改める。

別表中 1 小学校を 2 小学校とし、2 小学校の前に次のように加える。

1 幼稚園

名 称	位 置
静岡市立安東幼稚園	静岡市葵区安東三丁目11番17号

静岡市立井川幼稚園	静岡市葵区井川548番地の 1
静岡市立清沢幼稚園	静岡市葵区昼居渡66番地の 2
静岡市立藁科幼稚園	静岡市葵区吉津 1 番地
静岡市立西奈幼稚園	静岡市葵区瀬名三丁目24番25号
静岡市立安倍口幼稚園	静岡市葵区安倍口新田43番地の 1
静岡市立久能幼稚園	静岡市駿河区青沢240番地
静岡市立大谷幼稚園	静岡市駿河区西大谷 6 番地の 8
静岡市立東豊田幼稚園	静岡市駿河区池田492番地の 2
静岡市立清水高部幼稚園	静岡市清水区押切996番地の 2
静岡市立清水小島幼稚園	静岡市清水区小島町621番地の 1
静岡市立清水小河内幼稚園	静岡市清水区小河内2693番地の 2
静岡市立清水和田島幼稚園	静岡市清水区和田島694番地の 1

## 附 則

この条例中別表 1 小学校の表静岡市立番町小学校の項の改正規定は平成20年 2 月 25 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

---

静岡市清水防災センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市条例第 9 号

## 静岡市清水防災センター条例の一部を改正する条例

静岡市清水防災センター条例（平成15年静岡市条例第296号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「祝日（」の次に「以下この号において「国民の祝日」という。）である日（」を加え、「その翌日」を「その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第10号

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例(平成15年静岡市条例第227号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

静岡市規則第 5 号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

総務局都市経営部男女 共同参画課	課長	所管に係る諸収入の収 納	所属職員
---------------------	----	-----------------	------

を

」

「

総務局都市経営部男女 共同参画課	課長	所管に係る諸収入の収 納	所属職員
---------------------	----	-----------------	------

財政局財政部管財課	課長	入札業務に附帯して生 ずる予算外の現金の収 納	所属職員	に
-----------	----	-------------------------------	------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 6 号

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業保留地処分規則を廃止する規則をここに制定する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業保留地処分規則を廃止する規則

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業保留地処分規則（平成15年静岡市規則第 215号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

静岡市告示第54号

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程を次のように定める。

平成20年 2 月 20 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業に係る従前の宅地の取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例（平成16年静岡市条例第45号。以下「条例」という。）第15条及び第16条の規定に基づく従前の宅地の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(地積の更正申請)

第 2 条 条例第16条第 1 項の規定による基準地積の更正の申請は、地積更正申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 測量士、測量士補又は土地家屋調査士が作成した実測図
  - (2) 隣接する土地の所有者の承諾書及び当該所有者の印鑑登録証明書
  - (3) 宅地について、所有権以外の権利を有する者が申請する場合は、当該宅地の所有者の承諾書及び当該所有者の印鑑登録証明書
- 2 前項の申請をしようとする場合において、土地所有者が異なっているものの利用上一体をなしている宅地については、当該宅地の全部について関係者が連名で申請しなければならない。
- 3 第 1 項の申請をしようとする場合において、同一人の所有地が、2 筆以上連続する宅地については、その全部の土地について申請しなければならない。

(地積の更正通知)

第 3 条 市長は、条例第16条第 2 項又は第 3 項の規定により基準地積を更正したときは、地積更正通知書（様式第 2 号）により申請者又は当該更正に係る土地の所有者に通知するものとする。

(適当と認める区域)

第 4 条 条例第16条第 4 項に規定する適当と認める区域とは、原則として公共の用に供している国又は地方公共団体が所有し、又は使用する土地に囲まれた 1 街区とする。

2 前項の区域の実測地積は、現況原図に必要事項を記入し、図上三斜法又は図上座標法により算出する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市告示第57号

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業清算金取扱要領（平成19年静岡市告示第151号）は、廃止する。

平成20年 2 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 監査委員告示

静岡市監査委員告示第 1 号

静岡市監査委員事務局規程（平成15年静岡市監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月 3 日

静岡市代表監査委 海 野 洋

第 4 条 の 表 中

「

	主事	書記
	主事補	書記

を

」

「

	主事	書記
--	----	----

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

静岡市選挙管理委員会告示第 8 号

静岡市選挙管理委員会規程（平成17年静岡市選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月 6 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

第22条の表中

「

	主事	書記
	主事補	書記

を

」

「

	主事	書記
--	----	----

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**駿河区選挙管理委員会告示**

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法による静岡市駿河区の選挙投票区の区画を指定した告示（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

平成20年 3 月 3 日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝 比 奈 糺



## 区画明細書の表中

第13投票区	弥生町、中吉田、谷田、平沢及び古宿の一部（717番地の1）	を
第13投票区	弥生町、中吉田、谷田、平沢及び古宿の一部（715番地の3、717番地の1）	に、
第14投票区	西平松、中平松、青沢、古宿の一部（除717番地の1）、安居及び根古屋	を
第14投票区	西平松、中平松、青沢、古宿の一部（除715番地の3、717番地の1）、安居及び根古屋	に、
第32投票区	丸子新田の一部（自1番地至27番地、自126番地至149番地、自155番地至179番地の1、179番地の4、180番地の2、191番地の1、自191番地の4至191番地の7、192番地の2、自193番地の2至193番地の4、319番地の2、328番地、329番地、自684番地の5至684番地の12、自684番地の21至684番地の26）、向敷地、手越及び手越原	を
第32投票区	向敷地	に、
第36投票区	用宗の一部（除82番地）、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗巴町、用宗城山町、用宗小石町、石部及び港	を

「

第36投票区	用宗の一部（除82番地）、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗巴町、用宗城山町、用宗小石町、石部及び港
第37投票区	丸子新田の一部（自 1 番地至27番地、自126番地至149番地、自155番地至179番地の 1、179番地の 4、180番地の 2、191番地の 1、自191番地の 4 至191番地の 7、192番地の 2、自193番地の 2 至193番地の 4、319番地の 2、328番地、329番地、自684番地の 5 至684番地の12、自684番地の21至684番地の26）、手越及び手越原

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成20年3月4日から施行する。